

<資料 7>

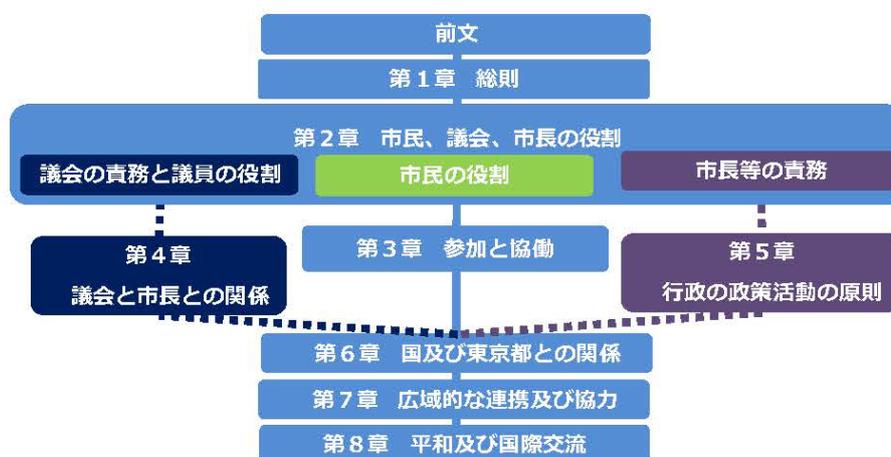
平成30年11月27日
定例記者会見資料

自治基本条例（仮称）骨子ができました

10月15日、自治基本条例（仮称）に関する懇談会より、市長に骨子案が報告されました。市は、この骨子案を条例骨子とし、今後条例素案の作成を行います。条例素案について広くご意見を伺った後、条例案としていきます。

条例案については、2019年度中の議会上程を予定しています。

■骨子の構成イメージ



■特徴

①議会の事項も盛り込んだ総合的な自治基本条例です。

現在市議会で検討中の議会基本条例とも整合性を図り、議会と市長との関係について規定します。

②平和に関する事項について規定します。

武蔵野市がたどった歴史、平和についての様々な活動を行ってきた経緯を踏まえ、交流を通じた平和を大切にしていこう趣旨を規定します。

③常設型の住民投票制度を設けます。

廃置分合・境界変更（市の廃止、設置、分割、合併、市境の境界変更）については自動的に住民投票を実施する旨を規定し、それ以外の場合は、一定の発議要件、成立要件等を別に条例で規定します。

■その他

骨子（骨子案報告）は、市役所案内、市政資料コーナーのほか、各市政センター・図書館・コミュニティセンターで配布しています。

■問い合わせ 総合政策部企画調整課
電話0422-60-1801